

千葉県告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年7月18日

千葉市長 神谷俊一

施術者氏名	施術所		廃止年月日
	名称	所在地	
杵渕 弘行	訪問リハビリマッサージ ことほぎ	千葉市若葉区桜木 3-13-23	令和5年6月1日